

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『中心市街地、商店街における地域経済活性化の取組に対する支援を受けたい』

地域・まちなか商業活性化支援事業

地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることで、地域経済の活性化を実現します。

中心市街地再興戦略事業

対象となる方

民間事業者(※)

(※)地方公共団体を除く企業又は団体であって、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの

支援内容

中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する、①調査事業、②専門人材活用支援事業、③先導的・実証的事業に対し、重点的に支援を行います。※①、②については、基本計画の認定は必要ありませんが、基本計画の認定を目指している地域に限ります。

(1)補助対象事業

- ①調査事業 (例)ニーズ調査、マーケティング調査、機能状況調査 等
- ②専門人材活用支援事業 (例)タウンマネージャー、経営コンサルタント等の招聘
- ③先導的・実証的事業 (例)商業施設等の整備

(2)補助率と上限・下限額

区分	①調査事業	②専門人材活用支援事業		③先導的・実証的事業		
	—	地方公共団体からの費用負担がある場合(※1)	地方公共団体からの費用負担がない場合	重点支援事業(※2)	まちづくり会社が実施する事業(※3)	それ以外の事業
補助率	2/3以内	2/3以内	1/2以内	2/3以内	2/3以内	1/2以内
上限額	1,000万円	1,500万円	1,000万円	2.5億円	1億円	1億円
下限額	100万円	100万円		1,000万円		

(※1)補助対象事業に対し、地方公共団体からの費用負担が確認できる場合は補助率および上限額を引き上げます。

(※2)特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けた事業については、補助率および上限額を引き上げます。

(※3)中心市街地活性化に関する法律第15条第1項各号に定める要件を満たす事業者による事業については、補助率および上限額を引き上げます。

ご利用方法

- (1)経済産業局に公募申請書を提出。
- (2)審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。
- (3)経済産業局へ補助金交付申請書を提出。
- (4)経済産業局から補助金を交付

お問い合わせ先

各経済産業局 商業振興室等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

地域商業自立促進事業**対象となる方**

商店街組織(※1)、又は商店街組織と民間事業者(※2)の連携体

※1 商店街組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者 等

※2 民間事業者

- ・当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

1. 地域商業自立促進調査分析事業

商店街等において、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業。

■補助率 2/3以内

■補助金額 上限額500万円、下限額100万円

2. 地域商業自立促進支援事業

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した「少子・高齢化」「地域交流」「新陳代謝」「構造改善」「外国人対応」「地域資源活用」の分野に係る新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び自立化を促進し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図る事業。

■補助率 2/3以内

■補助金額 上限額2億円、下限額100万円

ご利用方法

- (1)募集期間中に、経済産業局へ要望書等の関係書類を提出
- (2)外部有識者等による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
- (3)採択された補助事業者は、交付申請書を経済産業局へ提出し、交付決定後、事業開始
- (4)事業終了後、実績報告書を経済産業局へ提出し、補助金を受給
- (5)事業終了後5年間、経済産業局へ事業効果について報告

お問い合わせ先

各経済産業局 商業振興室等(巻末お問い合わせ先一覧参照)